

令和6年  
10月1日  
から施行

# 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例

## 施行規則(整備基準)の一部改正について

規則で定める公共的施設の整備基準のうち、バリアフリー法による基準と異なる基準について、高齢者、障害者等の利用上の支障の有無を考慮した上で、バリアフリー法との整合性を図るため、規則の一部を改正しました。(R6.3.29 県公報への掲載により公布)

### 改正となった主な整備項目

#### (1) 廊下等・階段・敷地内通路

○ 点状ブロック等	視覚障害者の利用が見込まれない場合や視覚障害者の利用上支障がない場合は敷設不要
-----------	---

#### (2) エレベーター

○ 籠及び乗降ロビー	バリアフリー法と同様の構造
○ 標識	エレベーターがあることを見やすい方法で表示

#### (3) 便所

○ オストメイト対応便房	設置に努める旨を規定(努力義務)
○ 男子用小便器	床置きのほか、壁掛式等も可
○ 標識	便所があることを見やすい方法で表示

公共的施設の新築等について、  
令和6年10月1日以降に着工する場合、  
新規則が適用されます



詳細等については、県ホームページより「施設整備マニュアル」を御確認ください  
([https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/shisetsuseibi\\_manual.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/shisetsuseibi_manual.html))



このパンフレットに関するお問合せ

栃木県保健福祉部保健福祉課 地域福祉担当

電話:028-623-3047 FAX:028-623-3131 メール:hofuku@pref.tochigi.lg.jp